

# 第67回 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2025年5月27日（火曜日）午前10時  
受付開始：午前9時

## 開催場所

愛知県豊田市吉原町平子26番地 当社本社  
(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)

## 目 次

第67回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類及び計算書類	22
監査報告	26
株主総会参考書類	32
第1号議案 剰余金の処分の件	32
第2号議案 定款一部変更の件	33
第3号議案 取締役6名選任の件	34
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	41



富士精工株式会社

証券コード：6142

証券コード 6142  
2025年5月12日  
(電子提供措置の開始日) 2025年4月25日

## 株 主 各 位

愛知県豊田市吉原町平子26番地

**富士精工株式会社**

代表取締役会長 兼 社長 森 誠

### 第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本定時株主総会の株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）は、電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただきますようお願い申しあげます。

#### 【当社ウェブサイト】

<https://www.c-max.co.jp/ir/stock/meeting/>



#### 【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6142/teiji/>



#### 【名古屋証券取引所ウェブサイト（上場銘柄情報）】

<https://www.nse.or.jp/listing/search/>



「銘柄名」に「富士精工」または証券「コード」に「6142」（半角）を入力・検索し、「適時開示情報」を選択のうえ、「株主総会招集通知／株主総会資料」欄より、ご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）またはインターネットによって議決権行使することができます。お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年5月26日（月曜日）午後5時までに議決権行使くださいますようお願い申しあげます。

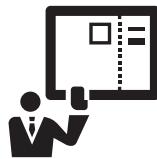
敬 具

記

1. 日 時	2025年5月27日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所	愛知県豊田市吉原町平子26番地 当社本社 (末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)
3. 目的事項	
報告事項	1. 第67期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第67期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）計算書類報告の件
決議事項	
第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役6名選任の件
第4号議案	補欠監査役1名選任の件

以 上

- ◎書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、議事資料として本書面をご持参くださいますようお願い申しあげます。なお、株主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。
- ◎お身体が不自由な株主様におかれましては、当日の車いすのサポートや座席への誘導、受付の筆談サポート等が必要な場合や、同伴の方がいらっしゃる場合には、5月22日までにご連絡をお願い申し上げます。また、車いすの方がご利用いただけるお手洗いがございませんので、事前にお済ませの上、お越しください。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
  - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前ページに記載のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年5月26日（月）  
午後5時入力完了分まで



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年5月26日（月）  
午後5時到着分まで



### 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年5月27日（火）  
午前10時（受付開始：午前9時）

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1、2、4号議案

- 賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印

#### 第3号議案

- 全員賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ➥ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

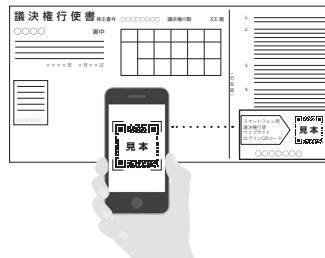
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

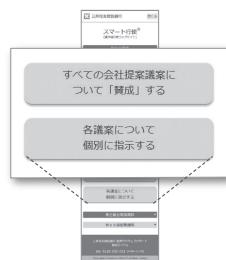
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り  
可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが  
議決権行使ウェブサイトへアクセスし、議決権行使書用紙  
に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力して  
ログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

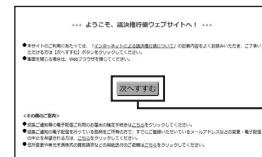
※QRコードを再度読み取っていただくと、議決権行使ウェ  
ブサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://www.web54.net>

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」を  
クリック

2 議決権行使書用紙に記載された  
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」  
を入力  
「ログイン」を  
クリック

3 議決権行使書用紙に記載された  
「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」  
を入力  
実際にご使用になる  
新しいパスワードを  
設定してください  
「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

# 事 業 報 告

(2024年3月1日から)  
(2025年2月28日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、欧州・北米地域での堅調な経済成長があった一方で、ウクライナ情勢や中東情勢の緊張の長期化が経済成長の不安定要因としてみられ、また、中国経済の成長鈍化が強く意識されました。これらの事象により、一層の物価上昇、景気後退を招く可能性もあり、当社グループの受注環境は依然として不透明感が続いております。

わが国経済におきましては、経済活動の正常化や大幅な賃上げ、緩和的な財政・金融政策などが景気を下支えし、緩やかな回復が続くとみられています。その一方で、日銀による金融政策の変更などにより、輸出企業の業績への影響が強く懸念されます。

当社グループの主要な取引先であります自動車産業界におきましては、型式認証不正問題などにより自動車生産台数が抑制的に推移してまいりましたが、BEVへの投資が継続されるとともに、ハイブリッド車を中心に生産台数の回復が見込まれております。

このような状況のもと、当社グループは設備投資による自動化、省力化を進め、生産性を向上させるとともに、小集団部門採算制による売上最大、経費最小、時間最短活動を進めてまいりましたが、主力製品であります超硬工具等の受注減少に歯止めがかからない状況となりました。

この状況下において、既存事業の業績の回復には、抜本的な事業再編を余儀なくされこととなり、固定資産の減損処理を実施いたしました。また、DX（デジタルトランスフォーメーション）推進を掲げ、基幹システム再構築に取り組んでおりましたが、開発の見直しを行ったことにより、特別損失の計上を余儀なくされました。

この結果、当連結会計年度における業績は、売上高は19,648百万円（前連結会計年度比8.3%減）、営業損失は368百万円（前連結会計年度は431百万円の営業利益）、経常利益は108百万円（前連結会計年度比88.3%減）、特別損失として固定資産等に対する減損損失3,117百万円等を計上したことなどにより親会社株主に帰属する当期純損失は3,761百万円（前連結会計年度は174百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

セグメント別の売上高は次のとおりであります。

区分	分	前連結会計年度 (自2023年3月1日 至2024年2月29日)		当連結会計年度 (自2024年3月1日 至2025年2月28日)		前連結会計年度比	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
日本	本	百万円 8,838	% 41.3	百万円 7,911	% 40.3	百万円 △927	% △10.5
アジア	ア	5,598	26.1	5,130	26.1	△468	△8.4
北米	・中米	3,703	17.3	3,467	17.6	△236	△6.4
オセアニア	ア	2,407	11.2	2,348	12.0	△59	△2.5
欧州		875	4.1	790	4.0	△84	△9.7
合計		21,424	100.0	19,648	100.0	△1,776	△8.3

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は1,098百万円であり、その主なものは、当社鹿児島工場製造設備等95百万円、熊本工場製造設備等67百万円、アジア子会社の工場製造設備等94百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における金融機関からの借入につきましては、短期借入金4,464百万円、長期借入金300百万円の資金調達をいたしました。

また、返済につきましては、短期借入金4,331百万円、長期借入金222百万円を実施いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

2024年6月30日付で大連富士工具有限公司の出資金を追加取得(37.7%)し、議決権比率を96.6%といたしました。

2024年8月27日付で韓富インド有限会社の出資金を追加取得(40.0%)し、議決権比率を91.0%といたしました。

2024年12月31日付でアキュロムU.S.A.インコーポレーテッドの株式を追加取得(11.2%)し、議決権比率を100%といたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	2022年2月期 第64期	2023年2月期 第65期	2024年2月期 第66期	2025年2月期 第67期 (当連結会計年度)
売上高	20,100百万円	19,747百万円	21,424百万円	19,648百万円
経常利益	823百万円	671百万円	924百万円	108百万円
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△)	665百万円	188百万円	174百万円	△3,761百万円
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)	183円24銭	52円74銭	48円69銭	△1,051円78銭
総資産	26,908百万円	28,141百万円	28,704百万円	25,115百万円
純資産	22,260百万円	23,756百万円	24,416百万円	20,427百万円
1株当たり純資産	5,550円62銭	5,921円20銭	6,154円11銭	5,289円54銭

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式控除後の期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
富士エンジニアリング株式会社	千円 50,000	% 100.0	機械工具の設計及び販売、機械の販売
アクロムU.S.A.インコーポレーテッド	千米ドル 8,001	100.0	超硬工具等の製造及び販売
韓富エンジニアリング株式会社	千ウォン 2,300,000	97.5	超硬工具等の製造及び販売
サンセルP. T. Y. リミテッド	千豪ドル 4,143	97.6	緩衝梱包材、断熱材、保冷剤の製造及び販売
大連富士工具有限公司	千元 52,970	96.6	超硬工具等の製造及び販売
P. T. フジプレシシツール イ ン ド ネ シ ア	千ルピア 18,683,200	75.0	超硬工具等の製造及び販売
アキュロムセントラル ヨーロッパ有限公司	千ズロチ 11,000	100.0	超硬工具等の製造及び販売
広州富士工具有限公司（注）2	千元 30,937	82.8 (21.9)	超硬工具等の製造及び販売
長春韓富工具有限公司	千元 12,719	100.0 (100.0)	超硬工具等の製造及び販売
アキュロムメキシコ株式会社	千ペソ 27,000	100.0	超硬工具等の製造及び販売
フジセイコウタイランド株式会社	千バーツ 106,000	51.0	超硬工具等の製造及び販売
韓富インド有限公司	千ルピー 48,999	91.0 (91.0)	超硬工具等の製造及び販売
志賀機械工業株式会社	千円 48,000	100.0	専用工作機械、汎用工作機械等の製造及び販売

(注) 1. 議決権比率の( )内は、間接所有比率で内数であります。

2. 広州富士工具有限公司は、2024年11月6日付で解散を決議し、現在清算手続き中であります。

#### (4) 対処すべき課題

世界的には、中国経済の成長鈍化に加え、ウクライナ情勢や中東情勢の緊張激化による懸念が継続しております。日本国内においても、コロナ禍を機に生じたサプライチェーンの分断や長引く円安に起因する材料費高騰や部材の不足などにより製造原価が上がっておりますが、価格転嫁が進んでいない状況であります。当社グループの主要な取引先であります自動車産業界においても、米国における相互関税が発動されるなど、企業活動の先行き不透明感がより一層強まっている状況となっております。

自動車産業界においては電動化が進んできておりますが、当社が持つ高い既存技術を生かしたビジネスに加え、より付加価値の高い需要を取り込むべく、電動車向け工具の開発と強化を進め、生産設備の自動化により収益性を向上させることで価格競争力を高め、当社グループの成長と企業価値向上を目指します。

当社グループは以下の「長期経営ビジョン」に基づき、行動してまいります。

- (1) 「創業の心」を守り続け、当社に関わるすべての人にとって価値ある会社、信頼感ある会社を目指します
- (2) 「ものづくり現場の困りごと解決企業」としてお客様との結びつきを大事にし、培ってきた職人の志と新しい技術によって、お客様のものづくりの生産性を最大限に引き出す企業であり続けます
- (3) ものづくり現場に関わる工具・治具・装置等の製造販売ならびに周辺技術のサービス提供をおこなうことを主要ビジネスとしており、これを拡大してまいります
- (4) 國際社会の一員として、当社の事業活動を通じて社会的な責任を果たしてまいります
- (5) 事業活動で生じるスコープ1、2のCO<sub>2</sub>排出量を、2035年までに実質0にする目標を掲げて取組みを行います
- (6) 企業コンセプト「C-max」に新たな意味づけを行い、新しい事業へのキーワードとしてサステナビリティ（持続可能な成長）を目指してまいります
- (7) 厳しいビジネス環境においては従業員の活力が重要と考え、個人の能力アップや新たな人材の確保をはかり、充実した“働く環境づくり”を進めてまいります
- (8) 成長投資、経営基盤強化、株主還元のバランスを確保しながら経営資源を適切に配分し、持続的な企業価値の向上につとめます

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますよう、心からお願い申しあげます。

(5) **主要な事業内容** (2025年2月28日現在)

当社グループは、当社、子会社13社及び関連会社1社で構成され、超硬工具関連（ホルダ、チップ、バイト、カッター・ドリル・リーマ）、自動車部品関連、包装資材関連、その他の製造及び販売ならびにこれらに付随する事業を行っております。

事業区分	事業内容
超硬工具関連事業	超硬工具等の製造及び販売
自動車部品関連事業	自動車用試作部品の製造及び販売
包装資材関連事業	緩衝梱包材、断熱材、保冷剤の製造及び販売
その他の事業	機械工具の設計及び販売、機械の販売、金型の製造及び販売 専用工作機械、汎用工作機械等の製造及び販売

(6) **主要な営業所及び工場** (2025年2月28日現在)

① 当社

本社及び本社工場 (愛知県豊田市)  
熊本工場 (熊本県菊池郡)  
鹿児島工場 (鹿児島県霧島市)  
関東営業所 (神奈川県厚木市)  
富士営業所 (静岡県富士市)

② 子会社

国内

富士エンジニアリング株式会社 本社 愛知県豊田市  
志賀機械工業株式会社 本社 愛知県知立市

海外

アクロムU. S. A. インコーポレーテッド 本社 米国 ケンタッキー州レキシントン市  
韓富エンジニアリング株式会社 本社 韓国 忠清南道天安市  
サンセルP. T. Y. リミテッド 本社 豪州 ビクトリア州カラムダウンズ市  
大連富士工具有限公司 本社 中国 遼寧省大連市  
P. T. フジプレシシツールインドネシア 本社 インドネシア共和国 西部ジャワ州ブカシ県  
アクロムセントラルヨーロッパ有限会社 本社 ポーランド イエルチ・ラスコビツェ市  
広州富士工具有限公司 本社 中国 広東省広州市  
長春韓富工具有限公司 本社 中国 吉林省長春市  
アクロムメキシコ株式会社 本社 メキシコ アグアスカリエンテス州ヘスマリア市  
フジセイコウタイランド株式会社 本社 タイ アユタヤ県  
韓富インド有限公司 本社 インド タミル・ナードゥ州カーンチープラム県

(7) **使用人の状況** (2025年2月28日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,215 (119) 名	△223 (16) 名

(注) 使用人数は就業員数（当社グループからグループ外部への出向者は除く）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
406 (70) 名	△9 (3) 名	43.6歳	21.2年

(注) 使用人数は就業員数（当社から社外への出向者は除く）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (2025年2月28日現在)

借入先	借入額
碧海信用金庫	200百万円
株式会社大垣共立銀行	194
株式会社あいち銀行	190

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2025年2月28日現在)

- ① 発行可能株式総数 10,000,000株
- ② 発行済株式の総数 4,306,778株 (自己株式730,205株を含む)
- ③ 株主数 2,015名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
C.I.F. HOLDING株式会社	251千株	7.0%
有限会社シーマックス	236	6.5
株式会社晃永	210	5.8
森 誠	130	3.6
岡 秀朋	127	3.5
森 仁志	92	2.5
富士精工従業員持株会	87	2.4
株式会社大垣共立銀行	68	1.9
東京海上日動火災保険株式会社	60	1.6
明治安田生命保険相互会社	56	1.5

(注) 当社は、自己株式730,205株を所有しておりますが、上記上位10名の株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2025年2月28日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	森 誠	有限会社シーマックス 代表取締役社長
常務取締役営業部門長	篠田直毅	
取 締 役	樋口直行	
取 締 役	浅野佳孝	
取 締 役	小川桂子	ユニオンツール株式会社 執行役員マーケティング本部長
常勤監査役	神谷幹典	
監 査 役	平野徹	弁護士
監 査 役	木村元泰	公認会計士、税理士 木村元泰会計事務所 所長 株式会社JBイレブン 社外取締役（監査等委員） 株式会社グルメ杵屋 社外取締役

- (注) 1. 取締役浅野佳孝氏及び小川桂子氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役平野徹氏及び木村元泰氏は、社外監査役であります。  
3. 取締役小川桂子氏は、ユニオンツール株式会社の執行役員マーケティング本部長を兼務しております。  
4. 監査役木村元泰氏は、公認会計士・税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
5. 当社は取締役浅野佳孝氏及び小川桂子氏、監査役平野徹氏及び木村元泰氏を株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

### ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役及び監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及を受けることによって負担することになる損害を、当該保険契約により填補することとしております。保険料は、当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

### ④ 取締役及び監査役の報酬等

#### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について取締役会の任意諮問機関である指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

#### a. 固定報酬に関する方針

固定報酬は月額固定制とし、報酬の水準につきましては、当社の業績、類似業種における他社水準や従業員水準との比較等を考慮しつつ、総合的に勘案して算定しております。

#### b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識と連動性を高めるため、連結の親会社株主に帰属する当期純利益を業績指標とした現金報酬を賞与として支給します。

#### c. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等につきましては、ストックオプション制度を採用しています。発行する新株予約権につきましては、割当日における新株予約権1個当たりの公正価額に、割当日において在任する取締役に割り当てる新株予約権の総数を乗じた額としております。

なお、新株予約権の公正価額は、割当日において適用すべき諸条件をもとに、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定しております。

#### d. 報酬等の割合に関する方針

取締役の報酬は、職責の重要性に鑑み、報酬の業績連動性を高めるため、業績連動報酬等が報酬全体に占める割合を概ね25%としております。

社外取締役の報酬は、その役割を考慮し、業績連動報酬等が報酬全体に占める割合を概ね18%としております。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

固定報酬は月額固定制とし、個々の役位、職責、毎事業年度末に実施する職務遂行要件の個別評価等を総合考慮のうえで報酬額を決定し、報酬限度額の範囲内で毎月定額が支払われます。

f. 報酬等の決定の委任に関する事項

個人別の取締役の報酬額につきましては、決定プロセスの透明性を高めるため、指名・報酬諮問委員会において、各人の担当分野や業績に基づき、報酬総額の限度内で報酬額を協議し、その答申を経て、取締役会で審議・決定しています。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	57 (7)	57 (7)	— (—)	— (—)	6 (3)
監査役 (うち社外監査役)	17 (5)	17 (5)	— (—)	— (—)	4 (2)
合計 (うち社外役員)	75 (12)	75 (12)	— (—)	— (—)	10 (5)

- (注) 1. 上表には、2024年5月29日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（うち社外取締役1名）及び監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等に係る業績指標は親会社株主に帰属する当期純利益を採用しており、一定の支給率を乗じて算出しております。当該指標を採用している理由としては、当社グループの経営管理を責任範囲に持たせるためであります。なお、当事業年度におきましては、当社の業績等を勘案し、業績連動報酬等は不支給であります。
4. 取締役の報酬限度額は、1987年5月28日開催の第29回定時株主総会において月額1,300万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いたしております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役1名）であります。
5. 監査役の報酬限度額は、2007年5月17日開催の第49回定時株主総会において月額350万円以内と決議いたしております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名（うち、社外監査役2名）であります。

## ⑤ 社外役員に関する事項

### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・木村元泰会計事務所、株式会社 J B イレブン及び株式会社グルメ杵屋と当社との間には特別の関係はありません。
- ・ユニオンツール株式会社は当社との間に商品供給等の取引関係があります。

### □. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関する職務の概要
取締役	浅野 佳孝	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。自動車業界における豊富な経験と企業経営に関する高い識見を有しており、その幅広い知見を活かし、当社取締役会において的確な助言・提言を行うなど、経営の監督に充分な役割を果たしております。
取締役	小川 桂子	2024年5月29日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回の全てに出席いたしました。ユニオンツール株式会社のマーケティング本部長として活躍しており、その幅広い知見を活かし、当社取締役会において的確な助言・提言を行うなど、経営の監督に充分な役割を果たしております。
監査役	平野 徹	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また、監査役会10回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役	木村 元泰	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また、監査役会10回の全てに出席いたしました。公認会計士・税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の回数のほか、取締役会決議があったとみなす書面決議が3回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 かがやき監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	26,000

- (注) 1. 当社と会計監査との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査による当事業年度監査計画の内容、監査時間及び報酬見積り等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は次のとおりであります。

### ① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社は、コンプライアンス体制の基盤を、法令や社会規範、経営理念や経営基本方針、各種社内規程等におき、これらを順守した事業活動を行うことを旨とします。
2. 当社は、コンプライアンス推進と統括にあたる組織の設置と、コンプライアンス規程やこれに関連する諸方針・マニュアル等の制定・周知を通じて、関係者のコンプライアンス意識や行動の浸透を図ります。
3. 当社は、法令違反行為などコンプライアンスに関する問題を早期に発見し、適切に処理・是正を図るため、社内及び第三者機関を情報提供先とする内部通報制度（企業倫理ヘルプライン）を設置します。また、通報内容を秘守し、通報者及び協力者等に対する不利益な取扱いを行いません。
4. 取締役は、財務報告の信頼性を確保し、会社情報を適正かつ適時に開示するために必要な体制を整備・運用します。
5. 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査します。
6. 内部監査室は、業務執行部門から独立し、富士精工グループにおける業務の適正性及び効率性を監査します。
7. 当社は、取締役・監査役・執行役員・内部監査室・コンプライアンス統括部署によって構成する内部統制審議会を定期開催し、コンプライアンスや経営リスクに関する情報共有や諸課題の解決にあたります。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 当社は、取締役会のほか重要な会議における意思決定に係る議事録・稟議書類などの取締役の職務執行に係る文書を、文書管理規程・情報セキュリティ管理規程に基づき適切に保存・管理します。
2. 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができます。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 当社は、代表取締役社長を最高責任者とし、管理部門長が統括するリスク管理担当部署を設置して、全社横断的なリスク管理を推進します。
2. 当社は、取締役会や内部統制審議会を通じて、富士精工グループの事業活動に影響を及ぼすと考えられるリスクを予見・把握・評価し、必要に応じて対応策を協議し、その回避・軽減・移転その他必要な措置を講じます。
3. 当社は、事業活動に重大な影響を及ぼす危機の発生に備え、危機管理マニュアルを定め、迅速かつ的確な危機対応・再発防止を行うことにより、損失の拡大防止・最小化に努めます。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - 1. 当社は、取締役会を原則として1か月に1度、その他必要に応じて適宜開催します。
  - 2. 職務執行については、組織規程・業務分掌規程・職務権限基準等で、責任者とその責任・権限を定めて業務を執行させるとともに、内部監査を通じて業務の運営状況を把握し、その妥当性・有効性を検証します。
  - 3. 中期経営計画・年度経営計画を策定し、取締役会がこれを決定します。部門長のもと、各部門は当該計画・年度社方針に沿った方針・目標を策定し、その実施状況を取締役会を始めとする重要会議でレビュー、必要に応じた改善等を行うことで、取締役の職務の効率性を確保します。
  - 4. 当社は、独立性を有する社外取締役を継続して選任し、取締役による職務執行の監督機能の維持・向上に努めます。
- ⑤ 富士精工グループにおける業務の適正を確保するための体制
  - 1. 当社は、関係会社における職務執行状況を的確に把握するため、担当役員制を採用します。業務執行取締役・業務執行役員は、担当する関係会社の監視・監督を担い、関係会社から適時適切に職務執行の報告を受けるものとします。
  - 2. 関係会社は、関係会社管理規程に定める報告事項に関して、定期開催される関係会社会議を通じて取締役を始めとする関係者に報告します。また、事業活動に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスク等については、取締役会・内部統制審議会で報告し、対応策等を決定することで、関係会社の職務執行が効率的に行われる体制を確保します。
  - 3. 内部監査室は、内部監査規程に基づき、関係会社の監査を定期的に実施し、その結果について代表取締役社長に報告します。また、関係会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等を発見した場合、代表取締役社長を通じて、取締役会・内部統制審議会に遅滞なく報告します。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項
  - 1. 取締役は、監査役の求めにより、監査役の職務を補助する従業員として適切な人材を選任し、必要な設備・施設・予算を確保します。
  - 2. 取締役は、監査役補助者の適切な職務の遂行のため、人事（評価、異動等）に関しては、監査役の同意を得るものとします。
  - 3. 監査役補助者は、取締役からの独立性確保のため、他部門の職務を兼務せず、監査役の指揮命令に従うものとします。

- ⑦ 取締役及び従業員等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
1. 取締役は、監査役が取締役会のほか重要な会議へ出席するとともに関係書類の閲覧を行える体制を整備します。また、当社の取締役及び従業員並びに子会社の取締役、監査役及び従業員は、会社経営・事業運営上の重要事項や業務執行の状況・結果について、監査役に報告します。
  2. 取締役は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役会に報告します。
  3. 取締役及び従業員等は、監査役に対する報告が通常の職制を通じた報告であるか否かを問わず、監査役に報告したことを理由として、当該報告者に対し一切の不利益な取扱いを行いません。
  4. 代表取締役社長は、企業倫理ヘルplineの適切な運用を図り、当該内容は監査役へ適切に報告します。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1. 代表取締役社長と会計監査人は、監査役の効果的な監査業務遂行を支援するため、対処すべき課題・監査役監査の環境整備の状況・監査上の重要課題等について、監査役との定期的な意見交換を行います。
  2. 監査役は、内部監査室から内部監査の経過や結果について報告を受けるとともに、会計監査人から会計監査の内容について隨時説明を受けるなど情報交換を行い、相互連携を図ります。
  3. 取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要に応じ弁護士等外部専門家との連携を図れるようにするなど、監査環境の整備に努めます。
  4. 監査役の職務の執行に係る費用等については、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、所定の手続きによって速やかに支払います。

## (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

### 1. 内部統制システム全般に関する事項

当社グループ全体の業務の適正を確保するために、関係会社会議を年2回開催し、関係会社の経営環境、財政状態、経営成績、職務執行状況、事業活動に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスク等を確認・監督いたしております。

内部統制システム全般の整備・運用状況については、内部監査室が継続的にモニタリングを実施し、改善・強化に取り組んでおります。

### 2. コンプライアンスに関する事項

法令違反行為などコンプライアンスに関する問題を早期に発見し、適切に処理・是正を図るため、内部通報制度として当社総務部を通常相談窓口とするほか、第三者機関を特別相談窓口とする「企業倫理ヘルpline」を設置しております。

### 3. 監査役に関する事項

監査役は当社グループの重要会議に出席して職務遂行状況に関する報告を受けるとともに、取締役、会計監査人、内部監査責任者と適宜意見交換を行っております。

## (7) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 連結貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>( 資 産 の 部 )</b>		<b>( 負 債 の 部 )</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>15,994,766</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>2,981,886</b>
現 金 及 び 預 金	8,195,827	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	833,719
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	2,680,421	短 期 借 入 金	587,375
電 子 記 録 債 権	873,756	一 年 内 返 済 予 定 長 期 借 入 金	126,027
有 価 証 券	940,920	未 払 法 人 税 等	101,166
商 品 及 び 製 品	1,399,082	賞 与 引 当 金	147,317
仕 掛 品	783,583	そ の 他	1,186,279
原 材 料 及 び 貯 藏 品	674,812	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,706,578</b>
そ の 他	459,134	長 期 借 入 金	126,295
貸 倒 引 当 金	△12,773	繰 延 税 金 負 債	716,484
<b>固 定 資 産</b>	<b>9,120,783</b>	退 職 給 付 に 係 る 負 債	550,300
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>5,671,498</b>	そ の 他	313,498
建 物 及 び 構 築 物	1,545,308	<b>負 債 合 計</b>	<b>4,688,465</b>
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	1,759,566	<b>( 純 資 産 の 部 )</b>	
土 地	1,846,299	<b>株 主 資 本</b>	<b>15,503,519</b>
建 設 仮 勘 定	213,277	資 本 金	2,882,016
そ の 他	307,045	資 本 剰 余 金	3,692,694
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>187,914</b>	利 益 剰 余 金	9,972,931
借 地 権	29,104	自 己 株 式	△1,044,122
そ の 他	158,810	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>3,414,903</b>
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>3,261,370</b>	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	582,853
投 資 有 価 証 券	1,757,666	為 替 換 算 調 整 勘 定	2,260,500
長 期 貸 付 金	8,702	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	571,549
繰 延 税 金 資 産	251,128	<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>1,508,662</b>
退 職 給 付 に 係 る 資 産	1,143,849	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>20,427,085</b>
そ の 他	124,869		
貸 倒 引 当 金	△24,846		
<b>資 産 合 計</b>	<b>25,115,550</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>25,115,550</b>

## 連結損益計算書

( 2024年3月1日から  
2025年2月28日まで )

(単位:千円)

科 目	金 額
売 売 上 高	19,648,328
売 売 上 原 価	15,517,015
売 売 上 総 利 益	4,131,313
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,499,514
營 業 損 失	368,201
營 業 外 収 益	
受 取 利 息	175,427
受 取 配 当 金	46,443
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	31,411
為 替 差 益	117,579
技 術 指 導 料	56,226
そ の 他	56,390
營 業 外 費 用	483,479
支 払 利 息	5,955
そ の 他	876
經 常 利 益	6,832
特 別 利 益	108,445
固 定 資 産 売 却 益	14,042
投 資 有 価 証 券 売 却 益	28,180
特 別 損 失	42,222
固 定 資 産 除 売 却 損	21,293
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,891
減 損 損	3,117,890
関 係 会 社 事 業 損 失	394,356
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失	3,535,431
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	235,790
法 人 税 等 調 整 額	186,443
当 期 純 損 失	422,234
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失	3,806,997
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失	45,091
	3,761,905

# 貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>( 資 産 の 部 )</b>		<b>( 負 債 の 部 )</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>6,022,163</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,538,478</b>
現 金 及 び 預 金	1,741,138	買 掛 金	431,210
受 取 手 形	11,971	短 期 借 入 金	446,000
電 子 記 録 債 権	825,746	一 年 内 返 済 予 定 長 期 借 入 金	120,000
売 掛 金	1,531,988	未 払 金	152,889
有 働 証 券	735,459	未 払 費 用	231,562
商 品 及 び 製 品	312,595	未 払 法 人 税 等	23,258
仕 掛 品	503,746	預 金	16,762
原 材 料 及 び 貯 藏 品	102,279	賞 与 金	110,000
前 払 費 用	36,923	そ の 他	6,795
未 収 入 金	201,685	<b>固 定 負 債</b>	<b>381,573</b>
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	4,979	長 期 借 入 金	70,000
前 渡 金	4,400	繰 延 税 金 負 債	226,325
そ の 他	9,249	長 期 未 払 金	81,274
<b>固 定 資 産</b>	<b>7,565,348</b>	そ の 他	3,973
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>1,831,051</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,920,052</b>
建 物	481,863	<b>( 純 資 産 の 部 )</b>	
構 築 物	81,251	株 主 資 本	11,084,457
機 械 及 び 装 置	561,986	資 本 金	2,882,016
工 具 、 器 具 及 び 備 品	34,600	資 本 剰 余 金	4,162,607
土 地	671,349	資 本 準 備 金	4,132,557
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>5,734,297</b>	そ の 他 資 本 剰 余 金	30,049
投 資 有 働 証 券	1,571,276	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>5,083,956</b>
関 係 会 社 株 式	2,075,917	利 益 準 備 金	413,560
出 資 金	52,785	そ の 他 利 益 剰 余 金	4,670,395
関 係 会 社 出 資 金	1,634,332	別 途 積 立 金	7,880,000
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	386,224	繰 越 利 益 剰 余 金	△3,209,604
前 払 年 金 費 用	390,572	<b>自 己 株 式</b>	<b>△1,044,122</b>
そ の 他	28,036	評 価 ・ 換 算 差 額 等	583,002
貸 倒 引 当 金	△404,846	そ の 他 有 働 証 券 評 価 差 額 金	583,002
<b>資 産 合 計</b>	<b>13,587,512</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>11,667,460</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>13,587,512</b>

# 損益計算書

( 2024年3月1日から  
2025年2月28日まで )

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	9,852,021
売 上 原 価	8,397,879
売 上 総 利 益	1,454,142
販売費及び一般管理費	2,106,266
營 業 損 失	652,123
營 業 外 収 益	
受取利息及び配当金	199,081
為替差益	26,045
受取技術援助料	79,610
その他の	25,217
	329,954
營 業 外 費 用	
支 払 利 息	2,462
その他の	50
	2,513
経 常 損 失	324,683
特 別 利 益	
固定資産売却益	1,861
投資有価証券売却益	28,180
	30,041
特 別 損 失	
固定資産除売却損	19,063
投資有価証券評価損	1,891
関係会社出資金評価損	178,013
減損損失	3,013,945
貸倒引当金繰入額	150,000
	3,362,914
税引前当期純損失	3,657,555
法人税、住民税及び事業税	37,968
法人税等調整額	16,257
当 期 純 損 失	54,226
	3,711,782

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年4月18日

富士精工株式会社  
取締役会 御中

かがやき監査法人  
名古屋事務所

指 定 社 員 公認会計士 林 幹 根  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 肥 田 晴 司  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、富士精工株式会社の2024年3月1日から2025年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、富士精工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年4月18日

富士精工株式会社  
取締役会 御中

かがやき監査法人  
名古屋事務所

指 定 社 員 公認会計士 林 幹 根  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 肥 田 晴 司  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、富士精工株式会社の2024年3月1日から2025年2月28日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第67期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人かがやき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人かがやき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月21日

富士精工株式会社 監査役会

常勤監査役	神	谷	幹	典	印
社外監査役	平	野	徹	印	
社外監査役	木	村	元	泰	印

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 剰余金の処分に関する事項

当期は当期純損失を計上することとなり、また繰越利益剰余金が32億9百万円のマイナスとなっておりますが、株主の皆様へ安定的な配当を実施するため、別途積立金の一部を取り崩し、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 減少する剰余金の項目とその額

別途積立金 3,800,000,000円

##### (2) 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 3,800,000,000円

#### 2. 期末配当に関する事項

当社は、企業体質の強化を図るため内部留保の充実に気を配りつつ、安定的な配当の維持を基本とし、業績や配当性向等を勘案して決定していくことを基本方針としております。

当期は当期純損失となりましたが、期末配当につきましては以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金25円

配当総額 89,414,325円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年5月28日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社の事業活動の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 超硬工具、ダイヤモンド工具、その他の切削工具、工具保持具及び治具の製造販売</p> <p>(2) 金型の製造販売</p> <p>(3) <u>工作機械及びその部品並びに附属品の製造販売</u></p> <p>(4) 自動車部品の製造販売</p> <p>(5) 金属表面処理加工</p> <p>(6) 研削砥石及び研磨材料の販売</p> <p>(7) 計測機械器具の製造及び販売</p> <p>(新設)</p> <p><u>(8) 上記工具類、機械及び自動車部品の輸出入</u></p> <p><u>(9) 通信情報処理機器、自動設計製図システム、半導体集積回路の設計及びソフトウェアの開発設計並びに製造販売</u></p> <p><u>(10) 水浄化装置、空気清浄装置、殺菌・脱臭装置及び廃棄物処理装置の設計、製造、施工並びに販売</u></p> <p><u>(11) 損害保険の代理店業及び生命保険の募集に関する業務</u></p> <p><u>(12) 不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理業</u></p> <p><u>(13) 教育施設の運営・管理</u></p> <p><u>(14) 前各号に附帯関連する一切の業務</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 超硬工具、ダイヤモンド工具、その他の切削工具、工具保持具及び治具の製造販売</p> <p>(2) 金型の製造販売</p> <p>(3) <u>産業用機械設備及びその部品並びに附属品の製造販売</u></p> <p>(4) 自動車部品の製造販売</p> <p>(5) 金属表面処理加工</p> <p>(6) 研削砥石及び研磨材料の販売</p> <p>(7) 計測機械器具の製造及び販売</p> <p><u>(8) 中古設備及び関連する各種機械、装置、工具、その他工具類の中古品の販売</u></p> <p><u>(9) 上記工具類、機械及び自動車部品の輸出入</u></p> <p><u>(10) 通信情報処理機器、自動設計製図システム、半導体集積回路の設計及びソフトウェアの開発設計並びに製造販売</u></p> <p><u>(11) 水浄化装置、空気清浄装置、殺菌・脱臭装置及び廃棄物処理装置の設計、製造、施工並びに販売</u></p> <p><u>(12) 損害保険の代理店業及び生命保険の募集に関する業務</u></p> <p><u>(13) 不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理業</u></p> <p><u>(14) 教育施設の運営・管理</u></p> <p><u>(15) 前各号に附帯関連する一切の業務</u></p>

第3号議案

取締役6名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の選任につきましては、任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の答申を経て、取締役会にて決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位	属性	候補者が保有する知見・経験・専門性					
				企業経営	国際性	営業	財務会計	技術品質	法務リスク
1	もり 森 まこと 誠	代表取締役会長兼社長	【再任】	○	○	○	○	○	
2	しの だ なお き 篠田 直毅	常務取締役 営業部門長	【再任】	○	○	○		○	
3	もり 森 ひと し 仁志	執行役員 管理副部門長	【新任】	○	○		○		
4	あさ の 浅野 よし たか 佳孝	取締役	【再任】 【社外】 【独立】	○	○			○	
5	お がわ けい こ 小川 桂子	取締役	【再任】 【社外】 【独立】	○		○	○		○
6	こん どう たか ひろ 近藤 隆弘	—	【新任】 【社外】 【独立】	○	○	○			○

候補者番号		略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）
1	再任	
もり	まこと	
森	誠	
(1948年1月16日生)		
■所有する当社の株式数	130,200株	
1971年3月	当社入社	
1982年3月	当社本社工場長	
1982年5月	当社取締役本社工場長	
1987年5月	当社常務取締役	
1994年5月	当社専務取締役	
1997年5月	当社代表取締役社長	
1997年10月	アクチュロム U. S. A. インコーポレーテッド取締役	
2000年2月	富士エンジニアリング株式会社取締役	
2000年7月	有限会社シーマックス代表取締役社長（現任）	
2011年4月	大連富士工具有限公司副董事長	
2012年8月	富士エンジニアリング株式会社取締役会長	
2018年5月	当社代表取締役会長	
2023年5月	当社代表取締役会長兼社長（現任）	
2024年4月	大連富士工具有限公司董事長（現任）	
[重要な兼職の状況]		
有限会社シーマックス代表取締役社長		

#### 取締役候補者とした理由

・森 誠氏は、1982年から当社取締役本社工場長、1997年から当社代表取締役社長として、長年にわたり当社の経営の先頭に立ち、発展に努めてまいりました。また、当社海外子会社の副董事長を兼任しており、グローバルな事業展開・経営監督面において高い識見を有しております。その豊富な経験を活かし、当社の経営諸施策の遂行・運営管理の総括、ならびに財界・業界団体等の諸活動をはじめとする対外事項について会社を代表する任にあたり、経営全般を総括する立場としての役割を充分に果たしております。今後も、当社の持続的な企業価値向上のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

#### その他取締役候補者に関する特記事項

・森 誠氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

・当社は、取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及を受けることによって負担することになる損害を、当該保険契約により填補することとしております。森氏が取締役に就任された際には、当該保険契約の被保険者に含められます。なお、当該保険契約は2025年6月に更新される予定です。

候補者番号		略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）
2	再任	
しのだ なおき 篠田 直毅 (1970年10月27日生)		
■所有する当社の株式数 2,300株		
		1996年 4月 当社入社 2016年 3月 当社技術部長 2017年 4月 アキュロムセントラルヨーロッパ有限会社取締役 2018年 3月 当社執行役員技術部門長 2020年 3月 韓富エンジニアリング株式会社取締役 2020年 6月 アキュロムU. S. A. インコーポレーテッド取締役 2021年 3月 志賀機械工業株式会社取締役 2021年 4月 アキュロムメキシコ株式会社取締役 2022年 3月 富士エンジニアリング株式会社取締役 2023年 5月 当社常務取締役技術部門長 2024年 3月 当社常務取締役営業部門長（現任） [重要な兼職の状況] なし

#### 取締役候補者とした理由

・篠田直毅氏は、技術部に配属され、設計から技術提案まで幅広い分野で力を発揮してまいりました。営業部と一体となってお客様へ同行し、お客様から頂いた困りごとを持ち帰っては、改善に寄与すべく徹底的に調査する、強い責任感と精神力を兼ね備えており、その実績・知見は高く評価できます。また、海外での経験も豊富であり、現在は、常務取締役営業部門長として、技術面だけでなく、販路拡大を中心に職務遂行しております。当社の営業部門と技術部門とを結ぶ要として適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

#### その他取締役候補者に関する特記事項

- ・篠田直毅氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- ・当社は、取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及を受けることによって負担することになる損害を、当該保険契約により填補することとしております。篠田氏が取締役に就任された際には、当該保険契約の被保険者に含められます。なお、当該保険契約は2025年6月に更新される予定です。

候補者番号	新任	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）
		<p>2004年 4月 当社入社</p> <p>2012年 1月 アキュロムU. S. A. インコーポレーテッド取締役</p> <p>2015年 3月 当社本社製造部長</p> <p>2021年 3月 富士エンジニアリング株式会社代表取締役社長</p> <p>2024年 3月 当社執行役員管理副部門長（現任）</p> <p>2024年 4月 PT.FUJI PRESISI-TOOL INDONESIA 筆頭コミサリス（現任）</p> <p>[重要な兼職の状況] なし</p>

#### 取締役候補者とした理由

・森 仁志氏は、新任の取締役候補者であります。社外出向（トヨタ自動車株式会社・ユニオンツール株式会社）を含め、アキュロムU. S. A. インコーポレーテッド取締役や富士エンジニアリング株式会社代表取締役社長を経験してまいりました。当社においては、本社製造部長及び執行役員管理副部門長として、マネジメントを展開してきた実績・知見は高く評価できます。海外赴任や数多くの国内出向での豊富な経験を活かし、ボードメンバーの若返りを図ります。また、社内に改革の風を吹かせ、当社の持続的な企業価値向上のために適切な人材と判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。

#### その他取締役候補者に関する特記事項

- ・森 仁志氏は、PT.FUJI PRESISI-TOOL INDONESIAの筆頭コミサリスを兼務しており、当社は同社との間に製品販売等の取引関係があります。
- ・当社は、取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及を受けることによって負担することになる損害を、当該保険契約により填補することとしております。森氏が取締役に就任された際には、当該保険契約の被保険者に含められます。なお、当該保険契約は2025年6月に更新される予定です。

候補者番号		4		略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	
再任	社外	独立			
あさの	よしたか			1975年 4月 株式会社日本電装（現 株式会社デンソー）入社	
浅野	佳孝			1999年 1月 同社ディーゼル製造部長	
				2004年 1月 SIAM DENSO MFG (THAILAND) 代表取締役社長	
				2006年 6月 株式会社デンソー 常務役員（生産技術）	
				2009年 6月 同社常務役員（調達）	
				2010年 6月 同社顧問	
				2010年 6月 株式会社デンソー北九州製作所（現 株式会社デンソーカー九州）代表取締役社長	
				2014年 4月 同社顧問	
				2015年 8月 DMG森精機株式会社 技術顧問	
				2019年 4月 当社技術顧問	
				2020年 4月 当社アドバイザー	
				2023年 5月 当社社外取締役（現任）	
				[重要な兼職の状況]	
				なし	

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

・浅野佳孝氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、自動車業界における豊富な経験と工具技術に関する高い識見を有しており、その実績・識見は高く評価でき、当社の経営の重要な事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと考え、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

#### その他社外取締役候補者に関する特記事項

- ・浅野佳孝氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- ・浅野佳孝氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
- ・当社は、浅野佳孝氏を株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しております。
- ・当社は浅野佳孝氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。
- ・当社は、取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及を受けることによって負担することになる損害を、当該保険契約により填補することとしております。浅野氏が取締役に就任された際には、当該保険契約の被保険者に含められます。なお、当該保険契約は2025年6月に更新される予定です。

候補者番号	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）		
	再任	社外	独立
	5		
おがわ けいこ 小川 桂子 (1955年12月5日生)	1989年 8月 ユニオンツール株式会社入社		
■所有する当社の株式数 100株	2007年12月 同社内部監査室長		
	2014年 2月 同社執行役員内部監査部長		
	2018年 3月 同社執行役員管理本部長		
	2020年 3月 同社常勤監査役		
	2022年 3月 同社執行役員マーケティング本部長（現任）		
	2024年 5月 当社社外取締役（現任）		
	[重要な兼職の状況]		
	ユニオンツール株式会社執行役員マーケティング本部長		

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

- ・小川桂子氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、ユニオンツール株式会社の執行役員マーケティング本部長として活躍されており、その実績・識見は高く評価でき、当社の経営の重要な事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと考え、引き続き社外取締役として選任をお願いします。

#### その他社外取締役候補者に関する特記事項

- ・小川桂子氏は、ユニオンツール株式会社の執行役員マーケティング本部長であり、当社は同社との間に商品供給等の取引関係があります。
- ・小川桂子氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
- ・当社は、小川桂子氏を株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ています。
- ・当社は小川桂子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。
- ・当社は、取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が職務の執行に因る責任を負うこと、または当該責任の追及を受けることによって負担することになる損害を、当該保険契約により填補することとしております。小川氏が取締役に就任された際には、当該保険契約の被保険者に含められます。なお、当該保険契約は2025年6月に更新される予定です。

候補者番号		新任 社外 独立		略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）
6				1981年 4月 豊田通商株式会社入社
				2006年 3月 同社繊維機械部長
				2009年 6月 同社執行役員兼中国総代表
				2014年 4月 同社常務執行役員
				2018年 4月 同社専務執行役員兼アジアCEO
				2020年 3月 同社副社長CCO
				2020年 6月 同社代表取締役副社長CCO
				2024年 6月 同社シニアエグゼクティブアドバイザー
				2024年 8月 当社アドバイザー（現任）
				【重要な兼職の状況】
				なし

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

- ・近藤隆弘氏は、新任の社外取締役候補者であります。同氏は、豊田通商株式会社の代表取締役副社長等を歴任され、グローバル経営に関する豊富な経験と知見を有しております、特に中国ビジネスのエキスパートであります。当社の経営の重要な事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。

#### その他社外取締役候補者に関する特記事項

- ・近藤隆弘氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- ・近藤隆弘氏は、株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、社外取締役に就任いただいた後には、独立役員として指定し、同取引所へ届け出る予定であります。
- ・近藤隆弘氏が社外取締役に就任された際には、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。
- ・当社は、取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及を受けることによって負担することになる損害を、当該保険契約により填補することとしております。近藤氏が取締役に就任された際には、当該保険契約の被保険者に含められます。なお、当該保険契約は2025年6月に更新される予定です。

## 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める社外監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	
おおば ちえみ 大場 智恵美 (1961年3月23日生) ■所有する当社の株式数 —	1990年4月 ユニオンツール株式会社入社 2018年3月 同社内部監査部長 2021年3月 同社常勤監査役（現任） 同社子会社台湾佑能工具股份有限公司監査役（現任） 2022年3月 同社子会社佑能工具（上海）有限公司監査役（現任） 同社子会社東莞佑能工具有限公司監査役（現任）
	[重要な兼職の状況] ユニオンツール株式会社常勤監査役

### 補欠の社外監査役候補者とした理由

・大場智恵美氏は、補欠の社外監査役候補者であります。同氏は、ユニオンツール株式会社の内部監査部長を務められるなど、企業経営に高い見識を有しており、現在は同社及び子会社の監査役として活躍されております。監査役としての責務や業務内容を充分に理解されておられることから、社外監査役に就任された際には、適法性及び妥当性の監査を客観的な視点からの確実に行っていただけるものと考え、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

### その他補欠の社外監査役候補者に関する特記事項

- ・大場智恵美氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- ・大場智恵美氏は、株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、社外監査役に就任された際には、当社は同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
- ・大場智恵美氏が社外監査役に就任された際には、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。
- ・当社は、監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及を受けることによって負担することになる損害を、当該保険契約により填補することとしております。大場氏が社外監査役に就任された際には、当該保険契約の被保険者に含められます。なお、当該保険契約は2025年6月に更新される予定です。

以上

## 株主総会会場ご案内略図

## 会 場

愛知県豊田市吉原町平子26番地

## 当社本社

TEL 0565-53-6611 (代表)

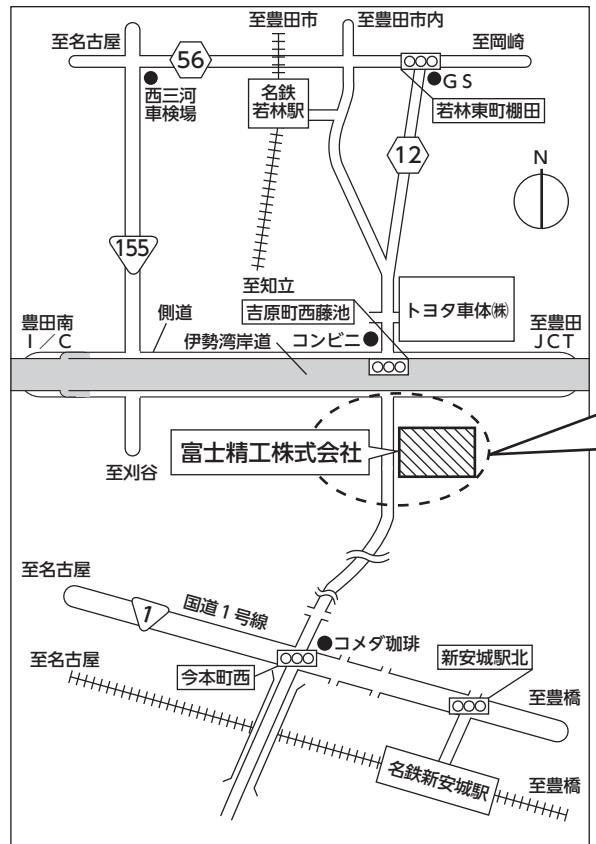
## 交 通

### 公共交通機関でお越しの場合

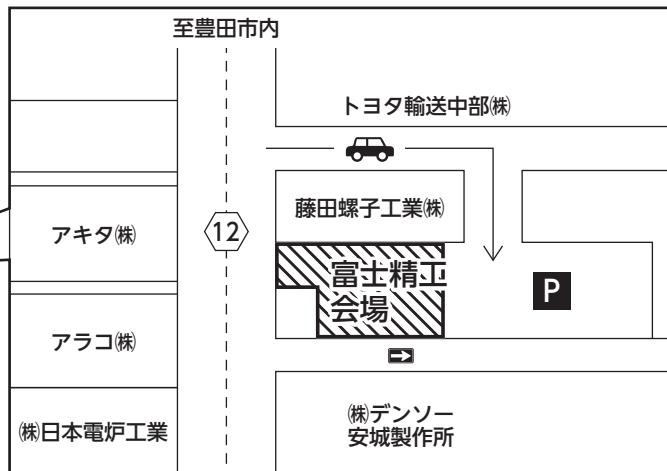
- |        |        |          |      |
|--------|--------|----------|------|
| ・名鉄本線  | 新安城駅下車 | 北口よりタクシー | 約10分 |
| ・名鉄三河線 | 若林駅下車  | タクシー     | 約10分 |

### お車でお越しの場合

- ・伊勢湾岸道 豊田南インターチェンジより 約5分



名鉄本線 新安城駅北口から、午前9時20分発の送迎バスを運行いたしますので、ご利用ください。



※お車でお越しの際は、駐車場までお越しください。  
駐車場では係りの者が案内いたします。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。